

野洲市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の施行に関し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(認定の申請に係る添付書類)

第3条 省令第1条の2第1項の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、事前確認適合証（マンションの管理に関する計画が法第5条の4各号に掲げる基準に適合していることを示す書類であって、法第91条に規定するマンション管理適正化推進センターが発行するものをいう。）とする。

(申請の取下げ)

第4条 法第5条の3第1項の規定による認定の申請、法第5条の6第1項の規定による認定の更新の申請又は法第5条の7第1項の規定による変更の認定の申請をした者（以下「申請者」という。）は、市長が法第5条の4（法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。次条及び第10条において同じ。）の規定による認定をする前にその申請を取り下げようとするときは、管理計画の認定申請取下書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(不認定の通知)

第5条 市長は、法第5条の4の規定による認定をしないときは、管理計画不認定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第6条 法第5条の8の報告（以下「管理状況の報告」という。）の徴収は、管理計画認定マンション管理状況報告徴収書（様式第3号）により行うものとする。

2 管理状況の報告は、管理計画認定マンション管理状況報告書（様式第4号）により行うものとする。

(改善命令)

第7条 法第5条の9の規定による命令は、管理計画認定マンションの管理に係る改善命令書（様式第5号）により行うものとする。

(管理の取りやめの申出)

第8条 法第5条の10第1項第2号の申出は、管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（様式第6号）により行うものとする。

(認定の取消しの通知)

第9条 法第5条の10第2項の規定による通知は、認定管理計画の認定取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

(公表)

第10条 市長は、法第5条の4の規定による認定をし、かつ、申請者が同意したときは、当該管理計画認定マンションの名称、所在地その他の事項を公表することができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

管理計画の認定申請取下書

年 月 日

野洲市長 様

届出者 住所
氏名

野洲市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第 4 条の規定により、申請を取り下げたいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 マンションの名称
- 3 マンションの所在地
- 4 取り下げる理由

様式第2号（第5条関係）

管理計画不認定通知書

年 月 日

様

野洲市長

年 月 日付けで申請のあったマンションの管理に関する計画については、認定（認定の更新・変更の認定）をしないこととしましたので、野洲市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第5条の規定により下記のとおり通知します。

記

・認定（認定の更新・変更の認定）をしない理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、野洲市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、野洲市を被告として（訴訟において野洲市を代表とする者は野洲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第6条関係）

管理計画認定マンション管理状況報告徴収書

年 月 日

様

野洲市長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定により、下記のとおり管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求めます。

記

1 報告を求める管理計画認定マンション

(1) 認定コード

(2) 認定年月日 年 月 日

（変更認定を行った場合は、直近の認定コード・認定年月日）

2 報告を求める内容

3 報告を求める理由

4 期限及び報告先

(1) 期限 年 月 日

(2) 報告先 滋賀県野洲市小篠原2100番地1

野洲市 都市建設部 建築住宅課

様式第4号（第6条関係）

管理計画認定マンション管理状況報告書

年 月 日

野洲市長 様

認定管理者等 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けで報告を求められた管理計画認定マンションの管理状況について、下記のとおり報告します。

記

1 認定コード

2 認定年月日 年 月 日

（変更認定を行った場合は、直近の認定コード・認定年月日）

3 報告内容

（注意）

- 1 報告内容に関する必要書類を添付してください。
- 2 報告内容に疑義等がある場合は、別途補足説明を求めることがあります。

様式第 5 号（第 7 条関係）

管理計画認定マンションの管理に係る改善命令書

年 月 日

様

野洲市長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 9 の規定により、下記のとおり管理計画認定マンションの管理の改善に必要な措置を命じます。

記

1 改善の措置を命ずる管理計画認定マンション

(1) 認定コード

(2) 認定年月日 年 月 日

(変更認定を行った場合は、直近の認定コード・認定年月日)

2 改善の措置の内容

3 改善の期限

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、野洲市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、野洲市を被告として（訴訟において野洲市を代表とする者は野洲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 6 号（第 8 条関係）

管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書

年 月 日

野洲市長 様

認定管理者等 住 所

氏 名

電話番号

認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめたいので、野洲市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第 8 条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 認定コード

2 認定年月日 年 月 日

（変更認定を行った場合は、直近の認定コード・認定年月日）

3 管理を取りやめる理由

様式第7号（第9条関係）

認定管理計画の認定取消通知書

年 月 日

様

野洲市長

マンションの管理に関する計画に係る認定（変更の認定）について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定により認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 認定コード

2 認定年月日 年 月 日

（変更認定を行った場合は、直近の認定コード・認定年月日）

3 認定を取り消した理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、野洲市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、野洲市を被告として（訴訟において野洲市を代表とする者は野洲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。